

農業委員会委員の定数について

農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律が平成16年5月26日に改正、平成16年11月1日付けで施行され、選任による委員に土地改良区推薦委員が追加されたので、議会推薦委員との間で調整し、次のとおり修正する。

(修正後)

	選挙による委員	選任による委員				合 計
		議 会	農 協	共 済	土地改良区	
旧伊方町の区域	5人					
旧瀬戸町の区域	4人					
旧三崎町の区域	5人					
		3人	1人	1人	1人	
合 計	14人	3人	1人	1人	1人	20人

(修正前)

	選挙による委員	選任による委員			合 計
		議 会	農 協	共 済	
旧伊方町の区域	5人	2人			7人
旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人
旧三崎町の区域	5人	1人			6人
			1人	1人	2人
合 計	14人	4人	1人	1人	20人

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 2月27日	合併協議会提案	平成16年 3月 5日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)
事務・事業・制度名等			担当部会名等 合併協議会事務局
基本調整方針	(1) 農業委員会については、新町に1つの農業委員会を置き、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定は適用しない。 (2) 選挙による委員の定数は、14人とする。 (3) 選挙による委員の選出にあたっては、3つの選挙区を設けることとし各選挙区の定数は、次のとおりとする。 旧伊方町の区域 5人 旧瀬戸町の区域 4人 旧三崎町の区域 5人 (4) 報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整する。		【調整方針確認日】 平成16年3月26日 平成16年8月17日 改正

具体項目	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町
委員の定数	公選による委員 10人 選任による委員 6人 計 16人	公選による委員 15人 選任による委員 4人 計 19人	公選による委員 14人 選任による委員 4人 計 18人
委員の任期	平成16年3月23日～平成19年3月22日	平成14年4月1日～平成17年3月31日	平成15年5月20日～平成18年5月19日
選挙区の数	1選挙区	1選挙区	1選挙区
町内の農地面積	1,034 ヘクタール	917 ヘクタール	1,039 ヘクタール
町内の農家戸数	854戸	560戸	830戸

町内の農地面積：農家台帳の農地面積
 町内の農家戸数：選挙人名簿農家戸数

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)										
1 任期の取扱いについて	<p>平成17年3月31日合併の場合</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>	<p>平成17年4月1日合併の場合</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定は、適用しない。</p>	<p>関係法令</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (農業委員会の委員の任期等に関する特例) 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下回らない範囲で定めた数、・・・(中略)・・・次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。 一 新たに設置された合併関係市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間 二 (編入の場合の規定・・・略) 2 前項の場合においては、・・・(中略)・・・当該数をもって、当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。</p>										
2 任期の特例適用期間中の農業委員会の選挙による委員の数の取扱いについて	<table border="1" data-bbox="647 1045 1032 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39人</td> </tr> </tbody> </table>		定数	旧伊方町の区域	10人	旧瀬戸町の区域	15人	旧三崎町の区域	14人	合計	39人		
	定数												
旧伊方町の区域	10人												
旧瀬戸町の区域	15人												
旧三崎町の区域	14人												
合計	39人												

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)																										
	平成17年3月31日合併の場合	平成17年4月1日合併の場合	関係法令																										
3 農地部会の取扱いについて	<p>選挙による委員の定数が21人以上になるため、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定する農業委員会の選挙による委員の任期に関する特例適用期間中は、農地部会を設置する。</p> <p>1 選挙による委員の定数 15人</p> <table border="1" data-bbox="661 485 1047 793"> <thead> <tr><th></th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>旧伊方町の区域</td><td>5人</td></tr> <tr><td>旧瀬戸町の区域</td><td>5人</td></tr> <tr><td>旧三崎町の区域</td><td>5人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15人</td></tr> </tbody> </table> <p>2 選任による委員の定数 5人 農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した者 各1人</p> <table border="1" data-bbox="661 1077 1047 1386"> <thead> <tr><th></th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>西宇和農業協同組合</td><td>1人</td></tr> <tr><td>八幡浜地方農業共済組合</td><td>1人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2人</td></tr> </tbody> </table> <p>議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 3人</p> <table border="1" data-bbox="647 1514 1032 1822"> <thead> <tr><th></th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>旧伊方町の区域</td><td rowspan="3">3人</td></tr> <tr><td>旧瀬戸町の区域</td></tr> <tr><td>旧三崎町の区域</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td></tr> </tbody> </table>		定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	5人	旧三崎町の区域	5人	合計	15人		定数	西宇和農業協同組合	1人	八幡浜地方農業共済組合	1人	合計	2人		定数	旧伊方町の区域	3人	旧瀬戸町の区域	旧三崎町の区域	合計		<p>選挙による委員の定数が21人未満のため、農地部会を設置しない。</p>	<p>農業委員会等に関する法律 (部会の設置及び構成)</p> <p>第19条 農業委員会に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農地部会を置く。</p> <p>2 農地部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>一 選挙による委員が互選した者10人から15人</p> <p>二 第12条第1号の委員が互選した者</p> <p>三 第12条第2号の委員が互選した者</p> <p>3 農業委員会に第6条第2項第3号(基本的な方針の決定を除く。)から第6号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務(行政庁の諮問に対する答申を除く。)を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。</p> <p>略</p> <p>10 選挙による委員の定数が20人以下である農業委員会にあっては、農地部会及び第3項の部会を置かない。</p> <p>農業委員会等に関する法律 (選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>一 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)各1人</p> <p>二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p>
	定数																												
旧伊方町の区域	5人																												
旧瀬戸町の区域	5人																												
旧三崎町の区域	5人																												
合計	15人																												
	定数																												
西宇和農業協同組合	1人																												
八幡浜地方農業共済組合	1人																												
合計	2人																												
	定数																												
旧伊方町の区域	3人																												
旧瀬戸町の区域																													
旧三崎町の区域																													
合計																													

協議項目(番号)	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い (項目 No. 7)	関係項目	特別職の身分の取扱い (項目 No. 12)																																																																																						
4 選挙区の実施について	<p>平成17年3月31日合併の場合</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定による農業委員会の選挙による委員の任期に関する特例の適用期間の終了後、選挙による委員の改選にあたっては、3つの選挙区を設けるとし、選挙による委員の定数は、14人とする。</p> <table border="1" data-bbox="661 457 1047 699"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	4人	旧三崎町の区域	5人	<p>平成17年4月1日合併の場合</p> <p>農業委員会については、新町に1つの農業委員会を置き、3つの選挙区を設けるとし、農業委員会の選挙による委員の定数は、14人とする。</p> <table border="1" data-bbox="1374 457 1760 699"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	定数	旧伊方町の区域	5人	旧瀬戸町の区域	4人	旧三崎町の区域	5人	<p>関係法令</p> <p>農業委員会等に関する法律 (選挙の単位) 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。</p>																																																																						
選挙区	定数																																																																																								
旧伊方町の区域	5人																																																																																								
旧瀬戸町の区域	4人																																																																																								
旧三崎町の区域	5人																																																																																								
選挙区	定数																																																																																								
旧伊方町の区域	5人																																																																																								
旧瀬戸町の区域	4人																																																																																								
旧三崎町の区域	5人																																																																																								
5 定数の取扱いについて	<p>任期に関する特例の適用期間終了後の農業委員会委員の定数</p> <table border="1" data-bbox="632 877 1326 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">選挙による委員</th> <th colspan="3">選任による委員</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>議会</th> <th>農協</th> <th>共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>		選挙による委員	選任による委員			合計	議会	農協	共済	旧伊方町の区域	5人	2人			7人	旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人	旧三崎町の区域	5人	1人			6人				1人	1人	2人	合計	14人	4人	1人	1人	20人	<p>新設農業委員会委員の定数</p> <table border="1" data-bbox="1356 877 2050 1291"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">選挙による委員</th> <th colspan="3">選任による委員</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>議会</th> <th>農協</th> <th>共済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧伊方町の区域</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>旧瀬戸町の区域</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>旧三崎町の区域</td> <td>5人</td> <td>1人</td> <td></td> <td></td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14人</td> <td>4人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>		選挙による委員	選任による委員			合計	議会	農協	共済	旧伊方町の区域	5人	2人			7人	旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人	旧三崎町の区域	5人	1人			6人				1人	1人	2人	合計	14人	4人	1人	1人	20人	<p>農業委員会等に関する法律 (選挙による委員) 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令 (選挙による委員の定数の基準) 第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="2092 1203 2804 1974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住居を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td>30人以下</td> </tr> <tr> <td>3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会</td> <td>40人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数の基準	1 (1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住居を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下	2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下
	選挙による委員			選任による委員				合計																																																																																	
		議会	農協	共済																																																																																					
旧伊方町の区域	5人	2人			7人																																																																																				
旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人																																																																																				
旧三崎町の区域	5人	1人			6人																																																																																				
			1人	1人	2人																																																																																				
合計	14人	4人	1人	1人	20人																																																																																				
	選挙による委員	選任による委員			合計																																																																																				
		議会	農協	共済																																																																																					
旧伊方町の区域	5人	2人			7人																																																																																				
旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人																																																																																				
旧三崎町の区域	5人	1人			6人																																																																																				
			1人	1人	2人																																																																																				
合計	14人	4人	1人	1人	20人																																																																																				
区分	定数の基準																																																																																								
1 (1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住居を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下																																																																																								
2 1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下																																																																																								
3 その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下																																																																																								